

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年12月26日

【発行者名】 中銀アセットマネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役 國定 剛

【本店の所在の場所】 岡山県岡山市北区丸の内2丁目10番17号

【事務連絡者氏名】 草野 純一

【電話番号】 086-224-5310

【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 ちゅうぎんターゲット型日本株ファンド13-05
（限定追加型/早期償還条項付）（愛称：未来のいろいろ）

【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】 (1) 当初申込期間（平成25年5月20日から平成25年5月30日まで）
100億円を上限とします。
(2) 継続申込期間（平成25年5月31日から平成26年8月30日まで）
500億円を上限とします。
*なお、継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

【縦覧に供する場所】 該当ありません。

．【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成25年4月23日付をもって提出しました「ちゅうぎんターゲット型日本株ファンド13-05（限定追加型／早期償還条項付）」（愛称：未来のいろいろ）の有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）について、訂正すべき事項がありますので、本訂正届出書により訂正を行うものです。

．【訂正の内容】

少額投資非課税制度の導入にともない、新たに記載を付加するものです。

下線部_____は訂正部分を示します。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

4【手数料等及び税金】

(5)【課税上の取扱い】

<訂正前>

ファンドは、課税上、株式投資信託として取扱われます。

<訂正後>

ファンドは、課税上、株式投資信託として取扱われます。

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」の適用対象です（平成26年1月1日以降）。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、平成26年1月1日以降の非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。